

メディア文化とデジタル化 —最近のワンセグ訴訟等に関連して—



元大阪大学大学院経済学研究科講師
西口 博之

目次

- I. はじめに
- II. メディア文化とその運営財源
 - 1. 新聞・雑誌文化
 - 2. ラジオ・テレビ文化
- III. 公共放送と受信料
 - 1. NHKの受信料制度
 - 2. 海外の受信料制度
- IV. 公共放送受信料に係る紛争
 - 1. 放送法64条に係る裁判例
 - 2. ワンセグ裁判
- V. 平成29年12月6日最高裁判決
 - 1. NHK受信料制度に対する最高裁の判断
 - 2. 今後のワンセグ裁判への影響
- VI. おわりに

I. はじめに

メディア文化としての新聞・雑誌及びラジオ・テレビについては、最近のデジタル化による影響を受けて、従来の紙媒体からネット配信及び設置型から携帯型への変化が顕著であり、その間に様々な紛争も生じている。

本稿では、特にデジタル化によるテレビ文化の中心である我が国の公共放送NHKの受信料制

度がその変化に追従できないで種々の矛盾を引き起こしている実情をワンセグ訴訟等と受信料制度との係り合いのなかで議論して行くものである。

II. メディア文化とその運営財源

1. 新聞・雑誌文化

我が国におけるメディア文化のうち、新聞・雑誌については、従来は政府・地方公共団体による広報誌等を中心に発行される公共誌と民間の新聞社や雑誌社によって発行され民間誌（日刊・週刊・月刊）があり、前者が発行部数は少ないが無料（税金）で、後者は読者が購買料を支払って、更に新聞社・雑誌社はその配下の新聞・雑誌に広告を出して広告料をとり運用の財源としている。

その紙媒体による従来の形の新聞文化も、インターネットの普及によるネット配信で変化が生じている。

それは、読者サイドから見れば、コスト（受信料）も易く、配達・書店での購入が不要で、迅速に情報の入手が可能であり、将来的には紙媒体の新聞・雑誌の購買をやめてスマホとかパソコンによるネット配信に切り替えが行われるのは必然であり、それは下記のように数年前に起こったレコード・CD・DVD等が従来の買取型・レンタル型へと更にデジタル型へと変化してきた事実に通じる。特に、新聞・雑誌等の電子出版については、我が国が米国等に比べて遅れているのが、斬新なものに対する抵抗・保守性等国民性によるもので、若年代層による意識の改革で紙媒体の出版物の将来に希望が持てるかどうか疑問である。更に、電子出版については、紙媒体のものと比較で広告収入に重点をおくことより購読料を高く設定できないと問題もある。

ところで、音声・映像及び書籍は、昨今デジタル技術の進歩とインターネットの普及とにより、次の様な従来型（伝統的）ビジネスからデジタル型ビジネスへとの変化が見られる¹。

著作物	従来型（買取型）	従来型（レンタル型）	デジタル型（デジタル配信）
音声型 （音楽ソフト）	カセットテープ （磁気テープ） レコード・CD・MD	レンタルCD ラジオ・ジュークボックス	インターネット配信 （PC配信・スマートフォン） P2P（Napster, Amister, Grokster, KaZaA, Winny, iTunes Music Store）・MP3
映像型 （映画ソフト・ビデオソフト・TV番組・ゲームソフト）	ビデオカセット DVD・レーザーディスク テレビ	レンタルビデオ レンタルDVD カラオケ	インターネット配信 動画投稿サイト （You Tube）

1 Branislav Hazucha・劉曉倩・渡部俊英「ユーザーから見た著作権とその保護手段のあり方」『知的財産法政策学研究』第41号（2013年）179頁以下並びにBranislav Hazucha「著作権、技術的転換と音楽パッケージの販売(1)―日本の音楽産業を題材に」『知的財産法政策学研究』第43号（2013年）145頁以下。